

10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II) マレーシア

梅津英明*
柴田久**
立川聡***

I. 現在留保 (附属書 I)

投資章・サービス章におけるマレーシアの中央政府・地域政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り (全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい)。なお、下記で特段の記載のない限り、中央政府レベルでの現在留保を意味する。

分野	留保対象義務/概要
全分野	<p>内国民待遇 (投資章)</p> <p>マレーシア国民又は永住者に限り、マレーシアで個人事業 (Sole Proprietorship) 又は組合の登録をすることができる。外国人は、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) を設立することができるが、コンプライアンス・オフィサーはマレーシアの市民又は永住者であって、マレーシアに居住する者でなければならない。外国人はマレーシアにおいて協同組合を設立し又はこれに参画することはできない。</p>
製造業	<p>内国民待遇 (投資章)</p> <p>(a)外国法人については、自動車の製造業又は組立業への投資は 49%までに限定される。しかし、下記のカテゴリーについてはかかる外資規制は課されない。</p> <p>i. 1,800 c.c.以上のエンジンを搭載し、かつ、ロードプライスが RM150,000 以上の高級乗用車</p> <p>ii. ピックアップトラック及び商用車</p> <p>iii. ハイブリッド車及び電気自動車</p> <p>iv. 200 c.c.以上のエンジンを搭載したオートバイ</p> <p>(b)外国法人については、バティック織物及びバティックの衣服の製造業への投資は 30%までに制限される。</p>

* うめつ ひであき/弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** たつがわ さとし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

製造業	<p>特定措置の履行要求（投資章）</p> <p>※この留保は、中央政府及び地域政府のレベルでの現在留保である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保税工場（LMW）及び自由地域（FIZ）にある会社は、一定の輸出の条件に従う必要がある。 2. 石油精製事業に従事する会社は、その製品の 100%を輸出しなければならない。 3. 光ディスクの製造に係る既存の事業を拡大する場合、製品の 100%輸出という輸出要件が課せられる。 4. パーム油の製造について、100%自身の農園の原料を使用する既存の独立した製油所にのみ事業の拡大が認められうる（但し、サバ州・サラワク州については例外あり）。 5. パイナップル缶詰の製造については、自身の農園から 100%の供給を受けるについてのみ認められる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>地域政府とは、マレーシアについては、マレーシア連邦憲法におけるマレーシア連邦の州をいう（1章附属書 1A）。</p> </div>
通信サービス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>マレーシアにおける通信サービスを供給するためのライセンスは、サービスの性質によって、個別ライセンス及びクラスライセンスに分けられる。</p> <p>以下の者又は以下に分類される者は、個別ライセンスを申請する資格を有しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 1965 年会社法（Companies Act 1965 [Act 125]）に定義される外国会社 (b) 個人又は個人事業主 (c) 組合 <p>以下の者又は以下に分類される者は、クラスライセンスに登録される資格を有しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (i) 永住者でない外国人 (ii) 1965 年会社法（Companies Act 1965 [Act 125]）に定義される外国会社 <p>外国人は、コンテンツ・アプリケーション・サービス・プロバイダ（CASP）に係るライセンスを申請することができない。</p>
民間ヘルスケア	内国民待遇（投資章・サービス章）、現地における拠点（サービス章）

<p>ア施設及びサービス 保険関連サービス</p>	<p>民間ヘルスケア施設及びサービスは、マレーシアで登録され、かつ設立されたサービス提供者のみが供給できる。</p> <p>外国人は、血液バンク、産院、精神科病院を設立できず、かつ、一般の歯科医師、一般の医師、助産師を含む一般の看護婦として従事することはできない。</p>
<p>輸送サービス</p>	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）、</p> <p>※この留保は、中央政府及び地域政府のレベルでの現在留保である。</p> <p>外国の輸送船は、国内の船舶サービス、海におけるカボタージュサービス及び政府の積荷の提供及び供給が禁じられている。</p> <p>マレーシアの国際船舶登録</p> <p>外国籍の者は、駐在員事務所、支社又はマレーシア人若しくはマレーシア人により支配されている会社又はその双方と共に現地に設立された合弁会社の形態により、国内水域内での定期運行をしない国際海事サービスを提供することができる。合弁会社における外国人の株式保有割合は、51%以上を維持しなければならない。</p> <p>この登録制度に基づき船舶を登録しようとする全ての合弁会社又は会社は、船舶の登録に先立ち、以下の船舶管理者を指名しなければならない。</p> <p>(a) マレーシアに永住するマレーシア市民</p> <p>(b) マレーシアに設立され、マレーシアに事業の本拠地を有する会社</p>
<p>流通サービス</p>	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>外国人は、スーパーマーケット、ミニマーケット、恒久的なウェットマーケット、恒久的な路面マーケット、ガソリンスタンド（売店の有無を問わない）、新聞販売店、医療施設、マレーシア料理のレストラン、ビストロ、ジュエリー店及び織物店を営んではならない。</p> <p>外国資本が入っている全ての大型スーパーマーケット、スーパーストア、デパート、専門店、フランチャイズビジネス及びコンビニエンスストア（関連するガイドラインに定義される。）は、現地に法人を設立しなければならない。</p> <p>流通業における買収、合併、新規支店の設置等への外国資本の関与は全て、国内取引・共同組合・消費者省（MDTCC）の承認を得なければならない。</p> <p>外国資本が入っている全ての流通業者は、以下のことを行わなければ</p>

	<p>ならない。</p> <p>(a) ブミプトラの取締役を選任すること</p> <p>(b) 経営者も含め全ての段階において、マレーシアの人口に占める人種構成比を反映させて従業員を雇用すること</p> <p>(c) ブミプトラの流通業への参加を支援するべく、キャパシティー・ビルディング及び知識の移転などの人材に関する計画を策定すること</p> <p>(d) 全ての従業員に占める割合の 1%以上の障害者を雇用すること</p> <p>ハイパーマーケット、スーパーストア及びコンビニエンスストアの資本の 30%以上はブミプトラが保有していなければならない。</p> <p>コンビニエンスストアについては、Franchise Act 1998[Act 590]における Franchisor でない外国企業のみが資本の 30%までを投資又は所有できる。</p>
--	---

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・マレーシア経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。TPP 協定では、日本・マレーシア経済連携協定で広範な包括的留保の対象となっていた外国企業の出資規制のうち、コンビニエンスストアについて、一定の条件の下、資本の 30%までの投資が認められるなど、留保の内容が改善されている。日本・マレーシア経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるマレーシアの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
不動産	<p>内国民待遇（投資省）</p> <p>マレーシア市民でない者及び外国人の支配する企業の土地の購入又は取引は、当局によって課される条件及び制限に従って、関連する州当局の承認を得る必要がある。</p>
石油及びガス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>PETRONAS 及びその承継者はマレーシア（オンショア・オフショアを問わない。）の石油の探査、開発、獲得及び取得につき、完全な所有権及び取消不能かつ独占的な権利、権限、自由及び特権を有する。</p> <p>PETRONAS は石油資源の独占的な所有者としての役割において、外国の参加者が利用できる契約の形式及び条件並びに契約の相手方の選定を決定することができる。</p>
全分野	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>マレーシアは、政府及び州のユニットトラストに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <p>マレーシアは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>マレーシアは、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される ASEAN 加盟国が参加可能な ASEAN の協定に従って ASEAN 加盟国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>以下の分野に関して、マレーシアは、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って他の国に権利、優遇又は異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 海事及び港湾</p> <p>(c) 放送</p>

	<p>(d) 宇宙輸送</p> <p>(e) 漁業</p>
小売及び流通サービス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>マレーシアは、米、砂糖（食料用及び飲料製造者用の精製済みの砂糖を除く）、小麦粉、酒及びアルコール飲料、並びにタバコ及び葉巻製品の小売及び流通サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
航空運送サービス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）、並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>・サービス章</p> <p>マレーシアは、以下に影響を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 空港運営サービス</p> <p>(b) 航空機の修理及び維持サービス</p> <p>(c) 地上取扱サービス</p> <p>(d) 特殊航空サービス</p> <p>・投資章</p> <p>(e) 乗客及び貨物の輸送頻度及び空路に係る航空輸送サービス</p>
全分野	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）</p> <p>マレーシアは、以下を含むリンギットの非国際化に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 外貨による国際決済の要請</p> <p>(b) マレーシア国外での使用を目的とする非居住者によるリンギットのファイナンスへのアクセスへの制限</p> <p>(c) 非居住者によるマレーシア国内におけるリンギットの使用の制限</p>

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・マレーシア経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・マレーシア経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

また、マレーシアは、10.5 条（市場アクセス）の義務についても、包括的な留保は行わず、留保表の形式を採用している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆した。